

自家用車活用事業における「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正」及び「運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応」について

自家用車活用事業（日本版ライドシェア）における「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正」について、今般、国土交通省より、意見照会の結果等を踏まえ、別添1のとおり、改正の通達がありましたので、お知らせいたします。

また、当該事業の用に供する自家用自動車については、法人タクシー事業者に対して、継続検査に加えて年次検査の実施が定められているところですが、自動車技術総合機構の検査場で年次検査を実施する場合において、継続検査との手続の流れを可能な限り変えないとの観点から、運輸支局及び自動車検査登録事務所（神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所及び運輸事務所を含む。以下「運輸支局等」という。）の窓口における取扱いを定めた旨、別添2のとおり通達がありましたので、併せてお知らせいたします。

<添付資料>

- ・別添1：「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」
一部改正について【国自整第55号】
- ・参考1：自家用車活用事業における自家用自動車の整備管理について
(改正溶込み)
- ・別添2：運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応について（依頼）（国自整第56号）